

寄居町特定地域生活排水処理事業経営戦略

団 体 名	寄居町
事 業 名	特定地域生活排水処理事業
策 定 日	令和 3 年 3 月
計 画 期 間	令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成29年度 (供用開始後3年)	法 適 (全 部 適 用 ・ 一 部 適 用) 非 適 の 区 分	法非適用
処 理 区 域 内 人 口 密 度	14人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	—
処 理 区 数	3区域 (用土地区の一部区域、鉢形地区の一部を除く区域、赤浜区の一部区域)		
処 理 場 数	—		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	—		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系 の 概 要 ・ 考 え 方	毎月、定額の使用料2,800円(税抜)を徴収。汚泥の引き抜き時には、汲取汚泥10リットルにつき105円を随時使用料として加算。				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	—				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	—				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,800	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※過去3年度分を記載	平成29年度 14 円
	平成30年度	2,800	円		平成30年度 1,237 円
	令和元年度	2,800	円		令和元年度 1,814 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	4名（特別会計支弁職員は0人）
事 業 運 営 組 織	生活環境エコタウン課 課長 { 環境保全班(4) ※担当業務のうち一事務として執務 生活衛生班(4) 汚泥再生処理センター(2)

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	清掃・保守点検業務を委託している。
	イ 指定管理者制度	活用していない。
	ウ PPP・PFI	活用していない。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等） *4	利用していない。
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等） *5	利用・活用していない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

収益的収支率は、寄居町において96.4%となっており、望ましいとされる100%と比較し、わずかに低くなっている。
経費回収率は、他団体と比較して高くなっており、その要因は収納確保のため水道料金一括徴収を行っていることが挙げられる。
汚水処理原価は他団体と比較して低くなっているが、事業開始から間もなく、設置後の経費回収に時差が生じることが大きく影響していると考えられる。
施設利用率、水洗化率は100%であり、いずれも他団体より高くなっている。
また、老朽化の状況においては、供用開始後間もないため、当面は問題ないと思われる。
類似する団体と比較すると事業開始から間もなく設置基数が少ないため、今後の事業の推移を把握し使用料金の改定や老朽化対策、更なる事業対象区域の拡大についても検討を進める必要がある。

経営比較分析表（平成30年度決算）

埼玉県 寄居町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非通用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	0.26	100.00	3,024

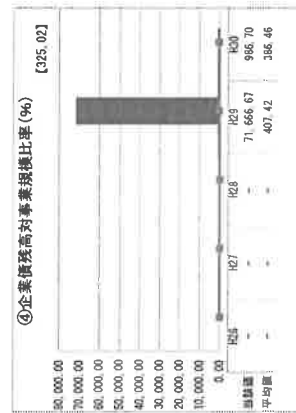
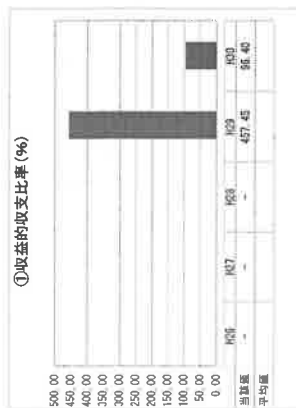
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
33,711	64.25	524.68
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域人口密度(人/km ²)
86	0.35	245.71

グラフ凡例

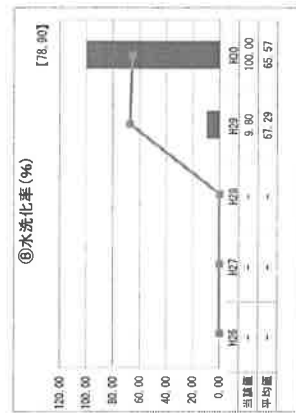
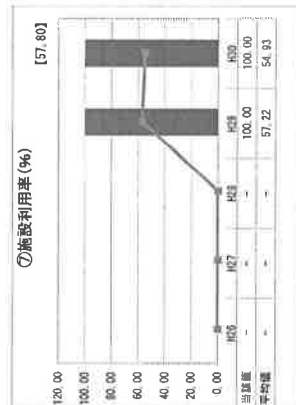
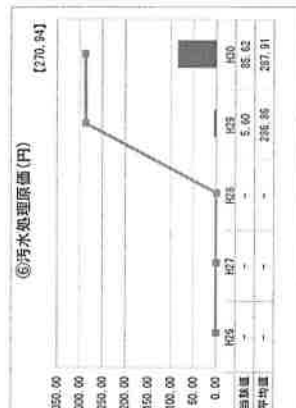
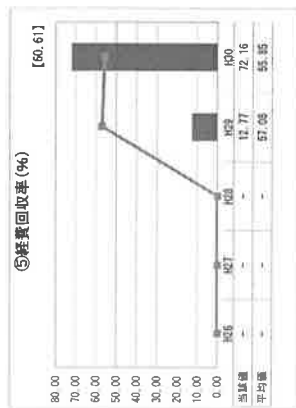
- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 平成30年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性

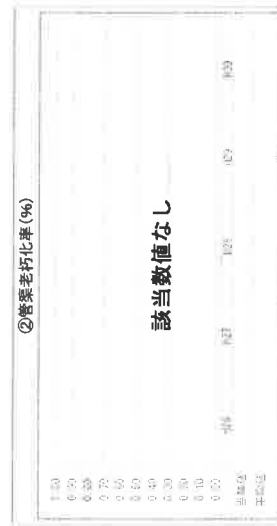
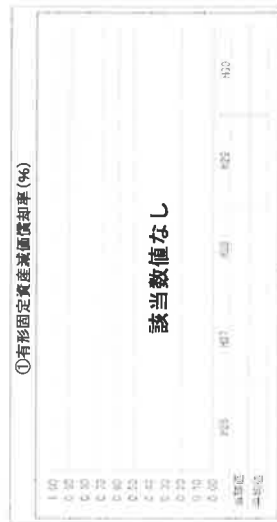


1. 経営の健全性・効率性について
事業開始2年目であるため、設置基数がまだ少ないことから、類似する団体と比較すると、各指標の数値にかなり偏りが見られます。
収益は一般会計繰入金、企業債に依存せざるを得ない状況が今後も続くことが見込まれます。使用料以外への依存を軽減していくためには、設置事業を推進して、使用料収益の増加を図る必要があると考えています。
また、使用料の効率的かつ安定的な回収確保のため、水道料金一括徴収を引き続き行っています。



2. 老朽化の状況について 該当なし

2. 老朽化の状況



全体総括
事業開始2年目であるため、設置基数がまだ少ないことから、類似する団体と比較すると、各指標の数値にかなり偏りが見られます。
事業継続に向けて、今後の社会情勢や財政状況を踏まえつつ、計画的に設置基数の増加を図り、安定した健全経営ができるよう運営していきたいと考えています。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

2. 将来の事業環境

(1) 人口の予測

平成29年度から令和元年度までは町の実数値より集計した。
令和2年度以降は『寄居町人口ビジョン(平成27年12月)』の将来人口推計のシミュレーション3より推計。
将来人口の展望は5年ごとの人口推計であるため、各年の人口は5年間の増減人数を平均した人数の推移で算出した。
今後も人口減少は続くと推測される。

表 寄居町人口推移と将来推計

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人口	33,843	33,573	33,141	33,114	32,876	32,639	32,402	32,165	31,928	31,717	31,506	31,295	31,085	30,875
増減人数	-441	-270	-432	-27	-238	-237	-237	-237	-237	-211	-211	-211	-210	-210

平成29年度から令和元年度は町の実数値より集計

令和2年度の人口と令和7年度将来人口との増加人口の平均値 -237

令和7年度の人口と令和12年度将来人口との増加人口の平均値 -211

(2) 有収水量の予測

浄化槽設置基数に伴い、有収水量の増加が想定される。
年間総処理水量を有収水量として算定。年々設置基数が増加していくこと、人口が減少していくことを想定し、令和8年度から5基を新規設置、既設浄化槽1基が休止することとし試算(5人槽:1.0㎡、7人槽:1.4㎡、10人槽:2.0㎡)した。

表 有収水量の予測

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
設置基数	当該年度設置	20	16	14	8	18	18	18	18	18	5	5	5	5
	累計	—	36	50	58	76	94	112	130	148	152	156	160	164
有収水量(㎡)	8,395	14,600	20,440	24,090	32,120	40,150	48,180	56,210	64,240	66,065	67,890	69,715	71,540	73,365

(3) 使用料収入の見通し

使用料金収入については、浄化槽設置基数の増加に伴い収入の増加を見込んでいる。
平成29年度から令和元年度までは町の実数値より集計。令和2年度は決算見込額。
過去の実績より、令和3年度から令和7年度まで18基を新規設置。令和7年度で生活排水処理基本計画期間の終了となること、年々設置基数が増加していくこと、人口が減少していくことを想定し、令和8年度から5基を新規設置、既設浄化槽1基が休止することとし試算した。

表 使用料収入推計

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
設置基数	当該年度設置	20	16	14	8	18	18	18	18	18	5	5	5	5
	累計	—	36	50	58	76	94	112	130	148	152	156	160	164
使用料収入(千円)	6	902	1,853	3,424	3,571	4,566	5,604	6,642	7,680	8,579	8,809	9,040	9,271	9,501

(4) 施設の見通し

平成29年度から供用を開始し、毎年、設置基数が増えていくことが想定される。
市町村生活排水処理基本計画等見直し作業マニュアルで県が示す浄化槽の耐用年数が30年程度、ブロワ等機器は稼働実績から4、5年と想定した。供用開始から間もない本事業において、当分の間は浄化槽の更新は不要ではあるものの、ブロワ等の機器については令和4年度以降から修繕費を見込んだ。また、浄化槽本体も令和29年度前後から入替工事が必要となってくることが見込まれる。

(5) 組織の見通し

3. 経営の基本方針

第6次寄居町総合振興計画に掲げる「安全で環境への配慮と利便性を備えたコンパクトなまち」を実現するために策定した「生活排水処理基本計画」に基づき事業区域を拡大した。近年の社会・経済情勢の顕著な変化等に応じながら公設浄化槽の新規設置を行い、適正な維持管理に取り組む。

また、限られた財源の中、適切・効率的な運営の安定化に努め、持続的なサービスの提供を行っていく。

なお、本町特定地域生活排水処理事業は、令和6年4月1日から公営企業法適用とするため、会計方式の変更のタイミングで見直しや修正を行い、その後も必要に応じて見直しを行っていく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

・投資の目標に関する事項：平成29年度からの実績より、令和7年度まで浄化槽は各年度で18基を新規設置する。令和7年度で生活排水処理基本計画が終了となることや人口の減少や設置基数の増加を考慮し、令和8年度から毎年5基を設定した。

・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項：合併浄化槽のため無し。

・広域化・共同化・最適化に関する事項：現在検討していない。

・投資の平準化に関する事項：今後の新規設置において、平準化を検討していく。

・民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)：社会情勢や町の実状を考慮し、行政の効率化・活性化のため、民間のノウハウの活用について今後も情報収集に努める。

・その他：使用開始から間もなく、現在の点検等で浄化槽本体に異常がある箇所等はないが、今後、耐用年数の経過においてブロワの交換や本体の更新を行っていかなくてはならないことが予想されるため、必要に応じて対応を行う。

② 収支計画のうち財源についての説明

・財源の目標に関する事項：平成29年度から続く補助事業に伴う起債借入を計画及び実行している。また、令和6年度からの法適用化に向けて事業整備を行うため、公営企業会計適用債の借り入れを計画している。

・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項：設置基数増加に伴い使用料の増加が予想されるが、事業全体の経営状況の推移を適切に把握し、使用料の改訂について検討を行う。

・企業債に関する事項：建設改良費において過去の起債額を勘案し、発行可能額以内で計画した。また、公営企業会計の適用を予定しており、公営企業会計適用債を計画している。

・繰入金に関する事項：一般会計からの繰入金を算定している。

・資産の有効活用に関する事項：本町に活用できる資産は無い。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)：現段階では未検討である。将来的には職員の技術力の維持とを考えを踏まえながら、委託事務の範囲拡大等について検討していく。

・職員給与費に関する事項：本事業を担当業務のうちの一事務として執務しているため、法適用化を予定している令和6年度から担当職員のうち主事1名分を計上することとした。

・動力費に関する事項：合併浄化槽のため無し。

・薬品費に関する事項：該当無し。

・修繕費に関する事項：事業開始間もないため、必要に応じ修繕し不具合が生じた段階で対応する。

・委託費に関する事項：本町では浄化槽の維持管理を民間に委託している。収支計画の費用は現在の委託状況を勘案し算定。

区 分		年 度		令和元年度		令和2年度											
				(決 算)		(決 算)		(見 込)									
収 益 的 収 入		1 総 収 入	益 (A)	2,383	3,999	5,718	10,749	13,114	11,437	12,207	12,798	12,873	13,055	13,221	13,397		
		(1) 営 業 収 入	益 (B)	1,853	3,424	3,571	4,566	5,604	6,642	7,680	8,579	8,809	9,040	9,271	9,501		
		ア 料 金 収 入		1,853	3,424	3,571	4,566	5,604	6,642	7,680	8,579	8,809	9,040	9,271	9,501		
		イ 受 託 工 事 収 入															
		ウ その他 収 入															
収 益 的 収 出		(2) 営 業 外 収 入	益	530	575	2,147	6,183	7,510	4,795	4,527	4,219	4,064	4,015	3,950	3,896		
		ア 他 会 計 繰 入 金		530	574	446	182	509	4,794	4,526	4,218	4,063	4,014	3,949	3,895		
		イ その他 収 入			1	1,701	6,001	7,001	1	1	1	1	1	1	1		
		2 総 費 用 (D)		2,161	4,086	5,711	10,683	13,048	11,371	12,141	12,795	12,870	13,052	13,218	13,394		
		(1) 営 業 費 用		2,123	4,019	5,645	10,434	12,184	9,788	10,566	11,217	11,295	11,477	11,642	11,818		
支 出		ア 職 員 給 与 費															
		うち 退 職 手 当															
		イ その他 費 用		2,123	4,019	5,645	10,434	12,184	9,788	10,566	11,217	11,295	11,477	11,642	11,818		
		(2) 営 業 外 費 用		38	67	66	249	864	1,583	1,575	1,578	1,575	1,576	1,576	1,576		
		ア 支 払 利 息		38	67	66	72	63	54	46	49	46	46	47	47		
イ そ の 他		うち 一 時 借 入 金 利 息															
		3 収 支 差 引 (A)-(D)	(E)	222	△ 87	7	177	801	1,529	1,529	1,529	1,529	1,529	1,529	1,529		
		1 資 本 的 収 入 (F)		14,854	7,746	17,974	16,433	16,623	16,824	17,016	5,043	5,178	5,277	5,375	5,474		
		(1) 地 方 債 債 償		4,400	1,500	3,100	2,300	2,300	2,300	2,300	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400		
		うち 資 本 費 平 準 化 債 償															
資 本 的 収 入		(2) 他 会 計 補 助 金					190	391	583	647	782	881	979	1,078			
		(3) 他 会 計 借 入 金															
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金															
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		8,980	5,360	12,911	12,170	12,170	12,170	12,170	1,464	1,464	1,464	1,464			
		(6) 工 事 負 担 金		1,474	886	1,963	1,963	1,963	1,963	1,963	532	532	532	532			
資 本 的 支 出		(7) そ の 他															
		2 資 本 的 支 出 (G)		14,941	7,840	17,982	16,500	16,690	16,891	17,083	5,047	5,182	5,281	5,379	5,478		
		(1) 建 設 改 良 費		14,941	7,840	17,982	16,500	16,500	16,500	16,500	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400		
		うち 職 員 給 与 費															
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)						190	391	583	647	782	881	979	1,078		
支 出		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
		(5) そ の 他															
		3 収 支 差 引 (F)-(G)	(I)	△ 87	△ 94	△ 8	△ 67	△ 67	△ 67	△ 67	△ 4	△ 4	△ 4	△ 4	△ 4		
				(単位：千円、％)													

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	令和元年度 (決 算)	令和2年度 (決 算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収支再差引	(E)+(J)	135	△ 181	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	46	181	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	181											
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支黒字	(P)	181											
(N)-(O)	赤字												
赤字比率	$(Q) \div (B)-(C) \times 100$												
収益的収支比率	$(A) \div (D)+(H) \times 100$	110	98	100	101	99	97	96	95	94	94	93	93
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足の比率	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	1,853	3,424	3,571	4,566	5,604	6,642	7,680	8,579	8,809	9,040	9,271	9,501
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足の比率	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	13,300	14,800	17,900	20,200	22,310	24,219	25,936	27,689	29,307	30,826	32,247	33,569

○他会計繰入金

区 分	年 度	令和元年度 (決 算)	令和2年度 (決 算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支分		530	574	446	182	509	4,794	4,526	4,218	4,063	4,014	3,949	3,895
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
資本的収支分		530	574	446	182	509	4,794	4,526	4,218	4,063	4,014	3,949	3,895
うち基準内繰入金						190	391	583	647	782	881	979	1,078
うち基準外繰入金						190	391	583	647	782	881	979	1,078
合 計		530	574	446	182	699	5,185	5,109	4,865	4,845	4,895	4,928	4,973

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	—
投資の平準化に関する事項	—
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	—
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	浄化槽設置基数が増加することに伴い、使用料の収入も増加することが見込まれるが、維持管理費の増加や今後発生することが想定される修繕費、浄化槽本体の入替工事の支出等、事業全体の推移を適切に把握し、料金改定について検討を行う。
資産活用による収入増加の取組について	—
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	社会情勢の変化や公営企業を取り巻く厳しい環境のもとで、社会情勢や町の実状を考慮し、現在まで実施している民間委託を継続しながら、新たな制度や取り組みによる更なる民間活力の活用、導入について検討する。
職員給与費に関する事項	—
動力費に関する事項	—
薬品費に関する事項	—
修繕費に関する事項	—
委託費に関する事項	現在委託している業務に関しては、今後も民間委託で行う予定だが、委託料の妥当性などを検討し、事業費の削減に取り組む。
その他の取組	—

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	進捗管理を毎年度行うこととし、5年ごとに見直しを図り、計画と大きな乖離が生じる場合はその原因を分析し修正を行う。 なお、令和6年度から公営企業法適用を予定しており、その際に検討・見直しを行う。
---------------------	---

寄居町一般廃棄物処理基本計画 生活排水処理基本計画図

凡 例	行役区域
寄居町域	寄居町域
荒川上流流域公共下水道整備区域(建設)	荒川上流流域公共下水道整備区域(建設)
荒川上流流域公共下水道整備区域(令和7年度まで)	荒川上流流域公共下水道整備区域(令和7年度まで)
荒川上流流域公共下水道整備区域(令和7年度以降)	荒川上流流域公共下水道整備区域(令和7年度以降)
浄化槽市町村整備推進事業	浄化槽市町村整備推進事業
合併処理浄化槽整備区域	合併処理浄化槽整備区域

